

WHOパンデミック協定(仮称)(WHO Pandemic Agreement)の概要

※ 条文は2025年5月14日付けでWHOのホームページに掲載されたもの。訳は暫定的なもの。

協定本文	主な内容
第1章(序論)	
第1条: 用語	
第2条: 目的	この協定は、衡平性及びこの協定に定める原則を指針とし、パンデミックの予防、備え及び対応を行うことを目的とする。
第3条: 原則と取組方法	この協定の目的を達成し、協定の規定を実施するために、国家の主権的権利、到達可能な最高水準の健康の享受を含む尊厳・人権・基本的自由の尊重、国際人道法の尊重、衡平、連帯、利用可能な最良の科学とエビデンス等を指針とする。
第2章(世界を共に衡平に: パンデミックの予防、備え及び対応における衡平の達成)	
第4条: パンデミックの予防及びサーベイランス	締約国は、国際保健規則に適合する形で、また、各国の能力及び状況を考慮しつつ、パンデミックの予防及びサーベイランスのための措置及び能力を漸進的に強化する。各締約国は、新興・再興感染症の予防とサーベイランス、人獣共通感染症、特異な公衆衛生事案の早期発見及び管理措置、水・衛生、予防接種、感染症の予防・管理、ベクター媒介感染症、研究施設における生物学的リスクの管理、薬剤耐性菌の発生及び拡散への措置に関する自国の計画等を作成、強化、実施する。
第5条: パンデミックの予防、備え及び対応のためのワンヘルスアプローチ	締約国は、人、動物、環境の分野横断的な連携を通じ、ワンヘルスアプローチを推進する。
第6条: 備え、即応性及び保健システムの強じん性	各締約国は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を念頭に、保健制度の構築、強化及び維持を行う。(※全ての人が、適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払可能な費用で受けられること。)
第7条: 保健及び医療の労働力	各締約国は、保健医療人材の開発、強化支援等を行う。
第8条: 規制制度の強化	締約国は、パンデミック関連保健製品の品質、安全性及び有効性を確保するために、それらの製品の承認・認可に責任を有する規制当局を強化する。
第9条: 研究開発	締約国は、地理的に多様な研究・開発のための能力や体制を構築・強化するために協力するとともに、研究協力等を促進する。
第10条: 持続可能かつ地理的に多様な現地生産	締約国は、パンデミック関連保健製品の製造拠点の多様化並びにそれら製品への持続可能で適時かつ衡平なアクセスの強化及び需給ギャップの低減のための措置を講じる。

WHOパンデミック協定(仮称)(WHO Pandemic Agreement)の概要

協定本文	主な内容
第11条: パンデミック関連保健製品の製造のための技術移転及び関連するノウハウに関する協力	各締約国は、適当な場合には、パンデミック関連保健製品の製造技術の移転やノウハウに関する協力を促進する。
第12条: 病原体へのアクセス及び利益配分	締約国は、パンデミックを引き起こす可能性のある病原体及びその遺伝子配列情報の迅速な共有、それらの利用によって製造されたワクチン・治療薬・診断薬等の迅速かつ衡平な利益配分を確保する多国間システムを構築し、同システムを管理する規定について附属書を作成する。
第13条: サプライチェーン及び物流	パンデミック関連保健製品へのアクセスを向上するためのネットワークを設立する。
第14条: 調達及び分配	各締約国は、パンデミック時のパンデミック関連保健製品の購入契約の内容の公表等を行う。
第15条: 政府全体及び社会全体の取組方法	締約国は、政府全体並びに地域社会及び利害関係者を含めた社会全体によるパンデミックの予防、備え及び対応を促進する。
第16条: コミュニケーション及び啓発	各締約国は、正確な科学及びエビデンスに基づいたパンデミック関連情報へのアクセスを強化する。
第17条: 国際協力及び実施支援	締約国は、特に途上国のパンデミックの予防、備え及び対応に関する能力を持続可能な形で強化するため、直接又は関連する国際機関を通じて協力する。
第18条: 持続可能な資金調達	締約国は、この協定の実施のため、実施可能な限り包摂的かつ透明な方法で、持続可能かつ予測可能な資金調達を強化する。
第3章: 制度的な措置及び最終規定	
第19条: 締約国会議 第20条: 投票権 第21条: 締約国会議への報告 第22条: 事務局 第23条: 紛争解決 第24条: 他の国際約束との関係 第25条: 留保 第26条: 宣言及び声明	第27条: 改正 第28条: 附属書 第29条: 議定書 第30条: 脱退 第31条: 署名 第32条: 批准、受諾、承認、正式確認又は加入 第33条: 効力発生 第34条: 寄託者 第35条: 正文